

第 2 5 期 第 3 2 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 1 月 2 9 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 2 9 日（木）午後 2 時 3 0 分から、ウェルピア伊予において第 3 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	1 5 名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 2 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 2 件
第 1 2 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画について	7 件
第 1 2 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件

（報告）

第 5 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について	1 件
第 5 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	1 件
第 5 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	2 件
第 5 4 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について	1 件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第32回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の総会開催にあたり議席番号●●番、●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第126号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	宮下字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	農業経営安定化	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんですが、お勤めの関係から全く農業をされていなくて、お父さんの●●さんが実際は農業をされておりました。●●さんは●●歳でして、3年前に奥さんが亡くなられまして、農地の管理が困難になり、順次作ってくれる方に農地を貸したり売ったりして整理をしております。この畑につきましても隣の●●さんが管理、耕作をしますとの事でした。●●さんには、息子さんが2人おられましてその息子さんも一緒にされるとのことで、今回の申請に至りました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町串	●●	さん
申請地	双海町串字●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、●●の●●さんです。その方が下灘の●●さんに家を売買した都合上、残っていた少ない畑がありまして、そこは隣の方が草刈り等、管理をしていた場所なのですが、その畑で●●さんがレモンや野菜を作っていくとのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人 松前町 ●●さん

譲受人 中山町中山 ●●さん

申請地 中山町中山●●畑 ●●㎡

他3件 合計●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

譲受人の●●さんは、2年前よりこの土地を借りて季節野菜を作っていましたが、譲渡人のお父さんが去年亡くなられてまして、息子さんの名義になりましたので、この

機会にということで売買による所有権移転の申請をされました。また、●●さんなのですが、この畑の横に●●がありますが、そこをきれいにしたいということで野菜作りをされております。町の美化作業を進んでされる方でして、年齢が●●歳でここには経営規模拡大とされておりますが、季節野菜をご主人と2人で作っていくことになっております。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人	神奈川県横浜市	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人) 農業経営安定化		
	(譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員からの意見をお願いいたします。

●● 農業委員

すでに●●さんが管理している土地でして、今回、●●さんから無償譲渡の申出がありましたので申請に至りました。よろしくお願いいたします。

議長

番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●㎡
	他1件	合計	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いいたします。

●● 推進委員

譲渡人の方も譲受人の方も●●代で若いです。この申請地の田んぼは、まとまっております。今回、●●さんが面積を拡大したいとのことで、直接お会いしてこのような話になりました。しっかりされている方ですので、大丈夫だと思います。よろしくをお願いいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	農業経営安定化	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲渡人の●●さんは、以前にも何回か案件が出ましたが、最後のこの土地につきましては、譲受人がいないということで、一時期、国庫帰属制度の申請をしたと聞いております。今回、●●さんにつきましては、隣の家の方になりまして、最初に●●さんから受けてくれませんかと話がありましたが、断ってありましたところ、今回話がつきまして、贈与ということで●●さんが受けていただけることでございます。ご審議をお願いいたします。

議長

番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

7番

譲渡人	湊町	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	中山町佐礼谷	●●	畑 ●●m ²
	他1筆 合計	●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんの旦那さんが亡くなられたときに●●さんの方へ買っていただけないかということで、話があったのですが、相続の関係で出来ていませんでした。●●さんの娘さんの旦那さんが●●さんをよくご存じでして、相続が終わったので買っていただけないかということで今回、話ができそうです。この農地は、以前に作っていたときがあったのですが、ずっとほったらかしでしたので、荒地になって国道にも枝が出ていて、迷惑しているような状態でした。管理していただけるということで僕らとしても大変よく思っています。よろしく願いいたします。

議長

番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

8番

譲渡人	下吾川	●●	さん
譲受人	砥部町	●●	さん
申請地	大平字●●	畑	●●m ²
	同じく●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規農地取得	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんの実家のお母さんが亡くなられて空き家になり、その空き家を譲受人の●●さんが購入されました。家に隣接している農地でございますが、法面が多くていろんなものを植える園地ではないですが、草管理は出来るとのことでした。●●さんは、近くで高齢者の介護施設を経営しておりまして、そこから5、6キロは離れていますが、この家を将来的には共同生活の場として考えていまして、その時に農地もあれば活用できるのではないかとのことでした。私たちのところは高齢化になり空き家になることがあります。空き家対策につきましてもいいですので、是非ともこういうことで増やしてくれたらと思います。今回の件につきましては、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9、10、11につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

9番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	畑	●●m ²
	他3件 合計	●●	m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年の賃借権設定		

10番

貸渡人	千葉県我孫子市	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	他2件 合計	●●	m ²
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年の賃借権設定		

11番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9～11番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9、10、11について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

まず、9、10番につきましては、●●さんと●●さんはご兄弟になりまして、この農地に関しては、4年ぐらい前までは●●さんの東側に住んでいる方が耕作しておりましたが、足腰が弱り、4年前から非耕作になり、近所の方に草が伸びた時点でいつもお願いをして草刈りをしてもらったり、トラクターで回ってもらったりして手を焼いていた場所になります。今回、私の方から紹介をさせていただいて、●●さんにお声がけをさせてもらいました。●●さんも市道沿いで、工場にも近いのでトラクターも運びやすく作業もしやすいとのことで快諾していただきました。

11番の●●さんですが、●●歳で、現役で田の稲刈り等全部されておられますが、●●の田んぼについては、水路からの水がのらないので、水田として利用できなくなっております。それまでは、ケールや菜っ葉などの野菜を植えていましたが、ここも同じように草が生えたら草を刈って、トラクターで回る程度の管理しかできていない状態でしたので、今回、お声がけしまして、●●さんが管理してくださることになりました。●●さんは、広い面積でゴマを栽培されている方でして、従業員として後継者の方も育ってきていますので、安心して作っていただけたと思います。よろしく願いいたします。

議長

番号9、10、11につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●さんはゴマを作っていて、ここ2、3年で結構活動されていますが、これからも増やせる能力はありますでしょうか。

●● 推進委員

これからも紹介していただける土地がありましたらお願いしますと言われております。

議長

遊休農地や放棄地辺りも問題ないでしょうか。

●● 推進委員

放棄地についてもまだ議案にはでていませんが、今も荒れ放題の田が4枚ありまして、そこは一括で買い取りたいという意見がでておりますので、所有者の方と直接、私が入って交渉させてもらっているところです。

議長

ゴマはどこかの契約栽培で作られていますか。

●● 推進委員

基本はそうです。こっちの方で収穫して乾燥させて関西の方の工場に出荷されています。ゴマは基本、砂漠などの暑いところの作物らしいので、逆に水があったら作業

できないらしいです。水路の水を取るとかバルブで水を引くとか多少は水やりをしないといけませんが、基本的には暑い所の作物らしいので、水はほとんど必要ないらしいです。

議長

ありがとうございます。周辺の委員さんもそういう話があって受け手がいないという話がありましたら●●委員さんまで言っていただけたらと思います。

●● 推進委員

もう一ついいでしょうか。今はゴマを作っていますが他の地域で柑橘の方にも手を広げていこうと思っているとのことで、柑橘栽培するために若い従業員の方が今月から研修所に行ってノウハウを習得して来られるという話を聞きました。

●● 農業委員

すぐ近所ですので、どの辺かはわかっていますが、受け手の●●さんは●●歳のご高齢で、従業員の方が作業をされていまして、●●委員が先ほどやる気があるとおっしゃっていましたが、熱意が独断で空回りしているような感じがありますので、できるだけ続けてほしいとは思いますが、そのあたりはどんなかなと思います。

●● 推進委員

今現在も一町近く作っておられます。今のところ下三谷の●●地区で固まってされていますが、●●さんは、出資をする方で実作業は従業員がされていますので、それは大丈夫だと思います。従業員の方で頑張っている方にもお会いしましたので、大丈夫だと思います。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号9、10、11について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号9、10、11について承認いたします。

続いて、番号12につきまして、事務局の説明をお願いします。

12番

貸渡人	双海町串	●●	さん
借受人	双海町串	●●	さん
申請地	双海町串字●●	畑	●●㎡
借受人の耕作面積	●●	㎡	

申請理由 (借受人) 農業経営安定化
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 10年の賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の2ページ12番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号12について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

事務局からもお話がありましたように●●さんは、●●歳ということで、最近までキウイを栽培されていましたが、高齢のため●●さんに栽培を譲るといいですか、お願いするということで話がまとまりました。私も現地を確認しまして、広い土地で●●さんが1人で、キウイメインで栽培されるそうです。現地を見に行った際に感じたことは、何十年か前からキウイとして長年作っていた場所で、その時代に段畑を1枚ではありませんが、緩やかな耕地に整備をされていたそうで、そういうことがあってこそ、このように買ってでもしようと話が進んだのだと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

番号12につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

この●●㎡のところは何を植えられていたのですか、

●● 農業委員

キウイです。

議長

ということは両方で●●㎡になりますよね。一人でできるのでしょうか。

●● 農業委員

収穫の際はお願いをされるそうです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号12について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号12について承認いたします。

議案第127号

農農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第8号をご覧ください。1ページから2ページまでが所有者と機構との間の契約、3ページから4ページまでが機構と受手との間の契約となっております。見づらく申し訳ございませんが、各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いします。

今回の利用権設定の申し出の合計は、7件、13筆、16,818㎡。内訳としましては、有償の件数が3件、無償の件数が4件、となっております。

契約の期間については、10年以上の契約が3件、5年以上10年未満の契約が4件となっております。

各申請詳細においては、担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、一括審議という形でご意見があればいただき、計画案の内容が、地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1～7につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1～7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1～7について承認いたします。

議案第128号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4 ページ、番号 1 申請地説明図は、位置図が 2 ～ 3 ページ、現地写真 は 4 ページをご覧ください。譲渡人は、三秋、●●さん。譲受人は、三秋、●●さん。申請地は、三秋字●●、田、●●㎡、転用目的は、生活道路及び駐車場（違反転用追認案件）。権利の種類等は、所有権の移転です。転用事由の詳細ですが、申請地は、譲受人住宅において、所有する車両の増加により駐車場所の確保が困難となり、また住宅に至る生活道路が狭く安全面での懸念があったことから、土地所有者との申し合わせにより、進入路兼駐車場として転用し利用していたものであるが、これは申請人等の関係法規に対する認識不足によるものであるため、是正手続きとして本申請に至ったものであります。

申請地は、三秋地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha 以上の農地の広がり のない第 2 種農地と判断されます。また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

先程の案件の一部分の土地でございます。事務局からの説明があったとおり、関係法規に対する認識不足ということで、贈与にするわけですが、それに伴い分筆をして、それが認められたということで、今回の申請になりました。特段問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

続きまして、番号 2 について、事務局の説明をお願いします。

番号 2

議案説明書は、4 ページ、番号 2、申請地説明図は、位置図が 5 ～ 6 ページ、現地写真は 7 ページをご覧ください。譲渡人は、森、●●さん。譲受人は、尾崎、●●さん。申請地は、尾崎字●●、田、●●㎡、転用目的は、貸露天駐車場。権利の種類等は、所有権の移転です。転用事由の詳細ですが、譲受人は伊予市在住者で、以前から申請地近隣の住民等から駐車場として利用したいとの要望があり、本申請地を買受け転用することで安定した所得が見込まれることから、貸露天駐車場に転用すべく本申請に至ったものであります。

申請地は、尾崎地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha 以上の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号 2 について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

事務局の説明があったとおり、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 2 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 2 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 2 について承認いたします。

続きまして、番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

番号 3

議案説明書は、5 ページ、番号 3、申請地説明図は、位置図が 8 ～ 9 ページ、現地写真は 10 ページをご覧ください。譲渡人は、宮下、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん。申請地は、宮下字●●、田、●●㎡。転用目的は、分家住宅。権利の種類等は、使用貸借権の設定です。転用事由の詳細ですが、譲受人は現在、松山市の借家

に妻と子供２人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、申出人の祖父が所有する申出地が、将来的な子育てと祖父と父の農業経営の手伝い等の面からも最適地であるため、当該申出地に分家住宅を建築すべく本申出に至ったものであります。

申請地は宮下地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんのお孫さんであります、●●さんが、子どもの成長に合わせて、実家の近くに分家住宅を建てたいとの事でございます。以前、農振除外の申請をしておりましたが、許可になりましたので引き続き、農地転用の申請をすることになりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第51号

農地法第4条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

番号1

届出人は、伊予郡松前町、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡。転用目的は、貸露天駐車場で転用面積は、同じく●●㎡です。

報告第5 2号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、下吾川、●●株式会社、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●m²。転用目的は、事務所で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、賃貸借権の設定（違反転用の追認）によるものです。

報告第5 3号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

1番

貸出人	本郡	●●	さん
借受人	本郡	●●	さん
届出地	本郡●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

2番

貸出人	上吾川	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	上吾川●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

報告第5 4号

農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願を受理したので、次のとおり報告する。

1番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●さん
申請地	上三谷字●●	畑	●●m ²
	同じく	●●田	●●m ²
権利の種類	売買による所有権移転		

こちらは、令和7年12月15日申請分で12月総会審議にて継続審議となってい

たものです。令和8年1月19日に申請取下願を受理しましたので報告いたします。

●●さんには、総会に出席してもらい、質疑を行う予定でしたが、今回、審議案件がなくなりましたので、次回申請があった時に、その時の経営状況によっては、総会への出席をしていただきたいと考えております。以上です。

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は2月26日(木曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第32回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時30分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
